

表4 全国の所属部門別統括的な役割を担う保健師数【平成27年5月1日時点】

(単位:人)

	総数	本庁	保健所	市町村保健センター	その他
都道府県	195	45 (23.1%)	139 (71.3%)	—	11 (5.6%)
市区町村	920	386 (42.0%)	37 (4.0%)	335 (36.4%)	162 (17.6%)
うち 保健所設置市	54	15 (27.8%)	35 (64.8%)	4 (7.4%)	0 (0.0%)
特別区	6	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村	860	367 (42.7%)	—	331 (38.5%)	162 (18.8%)
合計	1,115	431 (38.7%)	176 (15.8%)	335 (30.0%)	173 (15.5%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市

※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)